

支給要件 と 提出書類 について

支給要件Ⅰ

Ⅰ + Ⅱ - Ⅲ > 0 となる納税義務者

Ⅰ 所得税分の所要額

3万円 × ※1 — 令和6年分所得税額

Ⅱ 住民税所得割分の所要額

1万円 × ※2 — 令和6年度住民税所得割額

Ⅲ 調整給付金（当初給付分）の額

※1：納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等

※2：納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等

支給要件Ⅱ

税制度上扶養親族に該当しない
（以下①または②）方で、



合計所得48万円超



青色専従者



白色専従者

●令和6年分所得税および令和6年度
住民税所得割がどちらも0円（非課
税）となり、令和6年度実施の定額減
税及び調整給付金（当初給付）の
対象とならなかった

●低所得世帯向け給付金の対象世帯に
該当しない

提出書類

【共通書類】

- ・『調整給付金(不足額給付分)申請書』（本書類）
表面・裏面とも記載があり、誓約・同意事項に☑されていますか？
- ・『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書』など
調整給付額（当初給付分）の金額が確認できますか？
- ・『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』
または『令和6年度(非)課税証明書』
令和6年度（令和5年分）で年度の誤りはないですか？
- ・『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
- ・『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
金融機関名・口座番号・口座名義人はすべて確認できますか？

【青色事業専従者または事業専従者(白色)の方】

【共通書類】に加え、

- ・『事業主の令和5年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の
写し(コピー)』など

【令和6年1月2日以降に日本に入国された方】

本人(代理人)確認書類、受取口座を確認できる書類に加え

令和6年1月1日に国外に居住していたことがわかる書類

- ・『入国時の市町村の住民票の写し(コピー)』など

「前住所地」欄が、空欄もしくは国外になっていますか？

提出書類に不備がないか十分に確認してください。

※すべて確認のうえ、申請書表面「【誓約・同意事項】」に☑チェックをし、裏面上段に日付・氏名を記入し、申請してください。

～問い合わせ先～

中央市役所 税務課 不足額給付担当 ☎055-274-8500

税務課 市民税担当 ☎055-274-8546